

広報

えびな

3/15日号

編集・発行 海老名市役所 市長室
〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1
☎046(231)2111(代) ☎046(233)9118
HP http://www.city.ebina.kanagawa.jp

「広報えびな」は、市シルバー人材センターの会員が各家庭へ直接配布しています。お手元に届かない場合はご連絡ください。
☎ 同センター (☎237・3001)

「あなたのフィールドへ。海老名市」 新政策・都市ブランドの創出事業を展開中！ 政策事業推進課 (☎235・4635)



4月から
市の税金・料金

コンビニで納付できます

MEMO	MEMO
<p><納付できる税金・料金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●市・県民税(普通徴収分) ●固定資産税・都市計画税 ●軽自動車税 ●法人市民税(滞納分) ●国民健康保険税 ●後期高齢者医療保険料 ●介護保険料 ●清掃手数料(し尿くみ取り) ●下水道使用料(滞納分) ●保育所保育料 ●保育所延長保育料 ●体育施設使用料(学校体育館) <p>平成21年度以降のものです</p>	<p><納付できるコンビニエンスストア> (50音順)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エーム・ピーエム ●エブリワン ●くらしハウス ●ココストア ●コミュニティ・ストア ●サークルK ●サンクス ●スリーエイト ●スリーエフ ●生活彩家 ●セブオン ●セブン-イレブン ●デイリーヤマザキ ●ファミリーマート ●ポプラ ●ミニストップ ●ヤマザキデイリーストア ●ローソン <p>全国の店舗で納付できます</p>

☎ 収納課
(☎235・03010)

市では、平成21年4月から、市・県民税、後期高齢者医療保険料などをコンビニエンスストア(以下、コンビニ)で納付できる「コンビニ納付」を開始します。休日、夜間を問わず納付できますので、ご利用ください。

税金や各種料金が全国のコンビニで納付可能に

4月から、納税者の方の利便性向上の一環として、市の税金や各種料金が、全国のコンビニで納められるようになります(納付できる税金・料金、コンビニは上表参照)。これにより、曜日や時間を気にすることなく、いつでも納付することができます。取扱手数料はかかりません。

なお、これまでどおり金融機関・市役所でも納付できます。

利用は4月以降に発行する納付書で納期等確認を

コンビニ納付をする際は、4月1日以降に市が発行する、バーコードが印字された新様式の納付書をご利用ください(下図参照)。

納付書は、納期ごとに1枚になっています。納付する際は、納付書に記載されている納期と納期限を確認の上、ホチキスなどでつづらずにコンビニへお持ちください。

また、コンビニで納付できるのは、納付額が30万円以下の税金・料金です。30万円を超えるものは、従来どおり、金融機関等で納付してください。

納付する際の注意

次の場合、コンビニでは納付できませんのでご注意ください。

- ① 納付書にバーコード印字がない(平成21年3月31日以前発行の納付書)
- ② 1枚の納付書の納付額が30万円を超えている
- ③ 納付書のバーコードが破損・汚損などにより読み取れない
- ④ 納付書の金額が訂正されていない

納め忘れのない便利な「口座振替」もご利用ください。

<新様式の納付書と確認するポイント>

見本

- バーコードが印字されているか確認してください
- 30万円以下か確認してください
- 納期・納期限を確認してください
- 領収証書とレシートを必ず受け取ってください